

食料・農業・農村政策の展開方向

令和6年1月22日

全国水土里ネット会長会議顧問

参議院議員 しん どう かね ひ こ
進 藤 金日子

I. 食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像

- 食料・農業・農村基本法については、令和6年通常国会への改正案提出を目指す。
- 食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について工程表を策定し、今後、これに基づいて施策の進捗管理を行う。

食料安全保障の強化

平時からの国民一人一人の食料安全保障を政策の柱に位置付け

- ・食料安全保障強化政策大綱の改訂〈令和5年12月〉
 - ✓麦、大豆、飼料作物等の生産拡大、米粉の利用拡大、加工・業務用に対応した品種・機械等の活用
 - ✓スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全
 - ✓適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証、食品ロスの削減の取組促進 等
- ・食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し〈令和7年に次期基本計画策定〉
 - ✓食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み（PDCAを回す仕組み）への転換
 - ✓堆肥・下水汚泥資源等の利用拡大、麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作付面積拡大に向けた新たな目標の設定
 - ✓米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進める観点から、将来にわたり安定運営できる水田政策の在り方を検討
- ・不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設〈令和6年通常国会提出を視野〉
- ・農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し〈令和6年通常国会提出を視野〉
 - ✓農地の総量確保と適正利用に係る措置の強化（農用地域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化等）
 - ✓農地所有適格法人の経営基盤の強化（食品事業者等と連携する場合の資金調達の円滑化等）
- ・食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備〈令和6年通常国会提出を視野〉
- ・食料システムの関係者による適正な価格形成の推進〈令和5年度に協議会を設置し、検討を継続〉
- ・食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設(関係省庁と連携)〈令和6年通常国会提出を視野〉 等

スマート農業

本格的な人口減少に対応した施策の強化

- ・スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設〈令和6年通常国会提出を視野〉
 - ✓スタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化
 - ✓スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換
 - ✓税制・金融によるスマート技術を活用するサービス事業者等に対する後押し
- ・農業インフラの適切な保安全管理を進めやすくするための土地改良法制の見直し〈令和6年度に制度の在り方を検討し、令和7年通常国会提出を視野〉 等

農林水産物・食品の輸出促進

国内生産基盤の維持にも資するものとして新たに位置付け

- ・高い付加価値を創出する輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援〈令和7年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地（仮称）」を50程度選定〉
- ・品目団体の取組や輸出支援プラットフォームによる支援の強化により輸出先の多角化や輸出先国での販路開拓を推進〈令和6年度中に10カ国・地域16都市（現在8カ国・地域13都市）への輸出支援プラットフォームの設置を目標〉
- ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用（育成者権管理機関の取組の推進等） 等

農林水産業のグリーン化

環境と調和のとれた食料システムの確立を政策の柱に位置付け

- ・クロスコンプライアンスの導入（補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化）〈令和6年度から試行実施、令和9年度から本格実施〉
- ・環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し〈令和7年度に見直し、令和9年度を目標にみどり法に基づく仕組みに移行〉 等

II. 食料安全保障強化政策大綱の改訂について

- 本政策大綱は、昨年(令和4年)12月、食料安全保障の強化に向けて構造転換を図るため、継続的に、特に緊急で実施する対策を位置付けるものとして策定。
- 本年(令和5年6月)に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を取りまとめ、平時から食料安全保障を抜本的に強化するとされたところ。本政策大綱においても、過度な輸入依存からの脱却に加え、川上から川下までサプライチェーン全体の強靱化につながる構造転換を進めるため、施策を拡充。

I 食料安全保障の強化

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現 (過度な輸入依存からの脱却)

- (1) 海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大、輸入原材料の国産転換等
 - 水田の汎用化・畑地化による麦・大豆等の本作化の促進
 - 米粉の生産・利用の拡大支援
 - 国産切替えなどの原材料の調達安定化の推進 等
- (2) 生産資材の国内代替転換等
 - 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大等による、肥料の国産化や安定供給を確保するための対策の実施
 - 耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、養殖飼料(魚粉)の国産化の推進
 - 省エネ技術の導入加速化 等

<追加>

(3) 国産への転換に向けた産地の育成強化

- 加工・業務用に対応した品種・機械等の活用による新たな栽培体系の導入の促進
- 加工・業務用に仕向ける一次加工施設の整備支援
- 海外の規制やニーズに対応した輸出産地の育成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援 等

<追加>

2 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換の実現

- (1) 将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立
 - 地域の農業を担う経営体の機械等への追加投資の負担軽減 等
- (2) スマート技術等の実用化、サービス事業体の育成・確保等
 - スマート技術等の新技術に対応した生産・流通・販売方式の変革の取組の促進
 - 経営体をサポートするサービス事業体の拠点開設・機械導入など事業活動の基盤整備への支援 等
- (3) スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全
 - スマート技術等の導入に資するほ場の大区画化、デジタル基盤の整備の推進
 - 自動給水栓等の導入、開水路の管路化、施設の集約・再編等による省力化の推進 等

<追加>

3 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換の実現

- (1) 適正な価格形成と国民理解の醸成
 - 適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証
 - 持続可能な食料システムの構築に向けた国民理解の醸成 等
- (2) 円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備
 - ラストワンマイル配送や、フードバンク・こども食堂等への多様な食料の提供に向けて地域の関係者が連携する体制づくりの推進
 - 政府備蓄米の全国的な提供体制の整備
 - 3分の1ルールなど商慣習の見直しなど、食品ロスの削減の取組促進 等
- (3) 食料・生産資材等の安定的な輸入の確保
 - 輸入国における穀物等の集出荷・港湾施設などへの投資案件の形成支援
 - 輸入相手国との政府間対話の実施、官民による情報共有 等

<追加>

4 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

- 配合飼料、燃料の価格高騰への対応
- 肥料価格高騰時の影響緩和対策の実施の明確化 等

II スマート農林水産業等による成長産業化

- スマート農業について、税制・金融措置を含めた新たな法制度の創設も視野に、
 - ① 農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化による研究開発の促進
 - ② スマート技術に適合した生産・流通・販売方式の変革の取組の促進
- 経営・技術等でサポートする事業体の活用
- スマート技術等の導入に資するほ場の大区画化
- 林業、水産業におけるスマート化の推進 等

III 農林水産物・食品の輸出の促進

- 生産から販売までの事業者が一体となって行うプロモーション等の取組を支援するなど、品目団体によるオールジャパンの輸出力の強化
- 海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援など、食料供給基盤を支える輸出産地の形成
- 輸出先国において販路開拓を推進する輸出支援プラットフォームの活動体制の強化
- 海外における品種登録出願の推進や海外における模倣品の監視等、知的財産の保護・強化 等

IV 農林水産業のグリーン化

- 2030年までの化学肥料の使用量20%低減等の目標に向け、化学肥料・農薬の使用低減等グリーンな栽培体系への転換支援、オーガニックビレッジの創出などみどりの食料システム戦略の加速化
- クロスコンプライアンスの導入
- 既存交付金の見直し、J-クレジットの活用 等

○ 食料・農業・農村基本法について、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から改正を行い、令和6年の通常国会への提出を目指す。

食料安全保障の抜本的な強化

- ① 食料安全保障を柱として位置付け**
 - ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理
- ② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け**
 - ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・備蓄とともに国内の農業生産の増大が基本
 - ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、輸入の安定確保について新たに位置付け
- ③ 農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け**
 - ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の視点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け
- ④ 生産から消費までの関係者の連携促進（「食料システム」という新たな概念の位置付け）**
 - ・食料供給の持続性を高めるため、生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付け（同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等）
- ⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化**
 - ・食料の価格形成において、農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化
- ⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け**
 - ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け

環境と調和のとれた産業への転換

- 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け**
 - ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け
 - ・その上で、環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化 等

人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

- ① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化**
 - ・担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材も位置付け
- ② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け**
 - ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け
- ③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化**
 - ・食料の安定供給を図るためにも、スマート農業の促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」、知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け
 - ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならなくなる中で、サービス事業者の育成・確保を位置付け
- ④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化**
 - ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備に加え、保全等も位置付け
 - ・家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け
- ⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化**
 - ・農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加や農村RMOの活動促進、多面的機能支払による「地域社会の維持」を位置付け
 - ・農泊の推進や6次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け
 - ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化 等

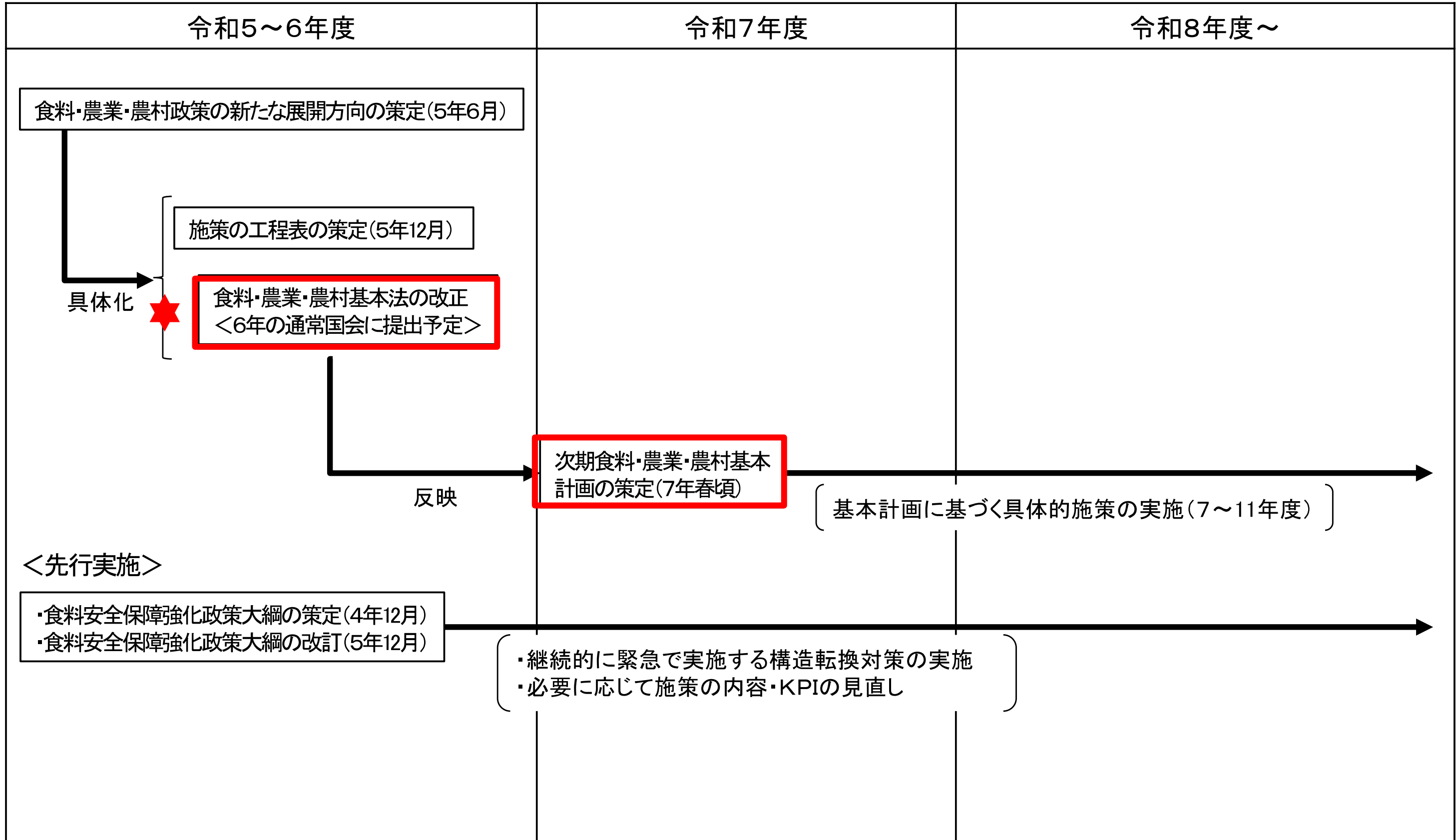
※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の助成など必要な見直しを行う。

等



等

IV. 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表

全体の流れ



1. 食料安全保障の在り方

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|---------------------------|--|--|--------|
| (1) 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 食料安全保障の考え方を再整理 <6年の通常国会に提出予定の基本法で対応> </div> | | |
| (2) 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組みの構築 (食料・農業・農村基本計画の在り方見直し) </div> | [PDCAを回し、施策の見直しやKPIの検証を行う]  | |
| (3) 不測時の食料安全保障 | <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 不測時の対応根拠となる法制度の創設 <6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める> </div> | [<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの情報収集等を強化する ・不測の事態が発生した場合には、関係省庁が連携して適切な措置を講ずる]  | |

2. 食料の安定供給の確保（抜粋）

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|--|--|---|--------|
| (1) 食料の安定供給の確保に向けた構造転換 | <p><水田政策></p> | | |
| | <p>水田におけるブロックローテーションや畑地化の推進</p> | <p>・各産地の意向を踏まえ、水田におけるブロックローテーションや畑地化の取組を集中的に推進(9年度まで) ・飼料用米専用品種化の推進 ・輸出促進や米粉の利用拡大等を通じたコメの需要拡大 等</p> | |
| | <p>本作化による畑作物の生産増大</p> | <p>・海外依存度の高い麦・大豆等の本作化を集中的に推進 ・特に、麦・大豆については、基本計画において作付面積拡大に係る目標を設定した上で、基盤整備による汎用化・畑地化の推進や民間の調整保管能力を向上</p> | |
| | <p>米粉の利用拡大</p> | <p>米粉の特徴を生かした新商品開発 等</p> | |
| | <p><野菜・果樹対策></p> | | |
| | <p>加工・業務用野菜の輸入原料から国産活用への切替え</p> | <p>実需者と連携した加工・業務用産地への切替え、効率的サプライチェーン構築のためのスマート農業技術の導入や物流拠点、冷凍施設等の整備、消費者の国産選択に資する施策の充実等を推進 野菜種子について、国内外の採種地開拓や国内の効率的な採種技術の開発・実証等を支援</p> | |
| <p>果樹の省力化した生産体系への転換</p> | <p>・省力的な植栽方法への転換や省力樹形の導入を推進 ・花粉・苗木について、供給体制の強化に向け、専用産地の創出や、全国流通体制の構築を推進</p> | | |
| <p>（基本計画見直しのタイミングで議論） 将来にわたって安定運営できる政策の確立</p> | | | |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|-----------------|--|---|----------|
| (2)生産資材の確保・安定供給 | <p><肥料></p> <p>化学肥料から堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換</p> | <p>〔原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携して行う国内肥料資源利用拡大の取組や関係事業者の連携づくり等を進めるためのマッチング機会の提供等を加速化〕</p> | <p>→</p> |
| | <p>肥料原料の備蓄体制の強化</p> | | |
| | <p>価格急騰時の補填対策の対応</p> <p>〔影響緩和対策を食料安全保障強化政策大綱に位置付け〕</p> | <p>〔発動時に措置〕</p> | |
| | <p><飼料></p> <p>国産飼料の生産・利用拡大の促進</p> <p>〔・耕種農家と畜産農家との飼料生産・利用体制の構築(耕畜連携)、飼料生産の担い手の確保(外部化)等、生産・利用・流通の各段階の仕組みづくりに関する方向性を定める ・その上で、畜産振興に意欲のある地域において、畜産農家等も含めた話し合いを基に、地域計画の策定を促進〕</p> | <p>〔地域計画に基づく「飼料産地づくり」を推進〕</p> | |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|-------------|---|-------------------|--------|
| (4) 適正な価格形成 | <p><適正な価格形成></p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>食料システムの各段階の関係者が協議できる場の創設</p> </div> <p>〔 適正な価格形成に関する協議会の設置・議論開始(5年8月～) 〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <p>適正取引を推進するための仕組みの構築</p> </div> | | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・適正取引を推進するための仕組みづくりに向けて、関係者が協調して議論し、各段階のコストの実態を明らかにする等により、①新たな仕組みを設ける必要性の理解醸成、②実態に合ったコスト指標の検討、③コスト指標を活用した価格形成方法の具体化等を推進 ・まずは、「<u>飲用牛乳</u>」「<u>豆腐・納豆</u>」について、<u>流通経路が簡素でコストの把握も比較的容易であり、生産等の持続性を確保すべき品目として、仕組みづくりの具体化を検討</u> ・併せて、その他の品目についても、産地・品目ごとのコストデータの把握・収集、価格交渉・契約上の課題等を検討 ・さらに、価格形成に関する理解が消費者を始めとするより多くの関係者に一層広がるよう、主な品目の生産、流通、小売等の段階別の価格形成の実態についての効果的な情報発信を実施 </div> | | |
| | <p><肥料高騰対策></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <p>価格急騰時の補填対策の対応</p> </div> <p>〔 影響緩和対策を食料安全保障強化政策大綱に位置付け 〕</p> <p style="text-align: center;">【再掲】</p> | <p>〔 発動時に措置 〕</p> | |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|--------------------|---|--------------|--------|
| <p>(6) 国民理解の醸成</p> | <p>学校教育等における農林漁業体験や学校給食での食育の充実・強化</p> | 〔 左記の施策を推進 〕 | → |
| | <p>棚田地域や農業遺産地域の魅力発信、国産国消・地産地消の推進、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進</p> | 〔 左記の施策を推進 〕 | → |
| | <p>環境負荷低減の取組の「見える化」の推進</p> | 〔 左記の施策を推進 〕 | → |
| | <p>生産者・事業者の様々な取組を表示・可視化することによる消費者や食品産業等への情報発信の強化</p> | 〔 左記の施策を推進 〕 | → |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|--------------------------------|--|-------|--------|
| <p>(7) 事業者・消費者の役割</p> <p>★</p> | <p>事業者・消費者の役割を位置付け ＜6年の通常国会に提出予定の基本法で対応＞</p> | | |



| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|------------------------------------|---|---|--------|
| (8)食品産業(食品製造業、外食産業、食品関連流通業)の持続的な発展 | <p>産地・食品産業が連携して加工特性・機能性の合う国産原材料を安定的に供給・調達できるよう、産地育成・安定調達等を図りやすくする仕組みの構築</p> | | |
| | <p>環境負荷低減、人権に配慮した原材料調達、フードテックなど新技術の活用等、食品産業による持続可能性に配慮した取組を促進する仕組みの構築</p> | <ul style="list-style-type: none">・原材料の国産利用、農業と食品産業の連携強化、消費での利便性の増大等を推進・地域の事業者同士の協業、生産等での生産性の向上、フードテック等の新技術の活用を推進・外需の獲得(輸出促進、海外展開、インバウンド)を促進・海外展開等を可能とする産業構造を強化・環境負荷の低減、人権への配慮、健康・栄養への貢献、食品ロスの削減を推進 | |
| | <p>★ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の見直し <6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める></p> | | |

3. 農業の持続的な発展（抜粋）

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|-------------------|--|--|--------|
| (1) 多様な農業人材の育成・確保 | <p><地域計画></p> <p>地域計画の策定(5年4月～7年3月)</p> | <p>〔地域計画の実現に向けた課題解消の取組とフォローアップ〕</p> | |
| | <p><受け皿となる経営体の育成・確保></p> <p>受け皿となる経営体が農地を引き受けやすくするための仕組みの構築</p> | <p>市町村、農業委員会、農地バンク等が連携して、地域内外を問わず将来の農地の受け皿となる法人や新規就農者等の育成・確保に取り組むことを後押し</p> | |
| | <p><農業支援サービス事業体の育成・確保></p> <p>サービス事業体を育成・確保する仕組みの構築</p> <p>★ 産学官連携してスマート技術等の開発と産地の変革(栽培体系の見直し、サービス事業体の活用等)を促進する仕組みの構築 <6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スマート技術の活用を支援するサービス事業体に対し、設備投資へのインセンティブ強化、資金融通の円滑化等の支援を推進 ・サービス事業体の新規参入・事業拡大に向けたニーズ調査や人材育成、サービスの提供に必要な機械の導入等への支援を推進 | |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ | |
|-------------------|--|--|--------|--|
| (1) 多様な農業人材の育成・確保 | <p><労働力の確保、労働環境の改善></p> <p>将来の農業人材の育成・確保</p> | <p>・次世代の農業人材の確保につながる教育内容の充実、新規就農の促進を着実に実施</p> | | |
| | <p>他産業・異業種や、外国から、労働力不足を補完する仕組みの構築</p> | | | <p>・次世代の農業人材の確保につながる教育内容の充実、新規就農の促進を着実に実施</p> <p>・繁忙期が異なる他産地とのリレー雇用、異業種からの副業等を推進</p> |
| | <p>青年等の雇用を通じた経営強化や労働環境の改善等に取り組む経営体の育成・確保</p> | | | |
| | <p><経営力の向上、人材育成、経営基盤強化></p> | | | |
| | <p>経営力向上、人材育成、経営基盤の強化等に向けた農業経営を後押しする仕組みの構築</p> | <p>・生産原価計算や販売手法、労務管理などのリ・スキリングや経営者教育による農業経営人材の育成を実施</p> <p>・各都道府県の農業経営・就農支援センターをはじめとする農業関係機関のより一層の連携強化及び他産業からの経営人材の参入を促すためのネットワーク作りを推進</p> | | |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|-------------------|--|-------|--------|
| (1) 多様な農業人材の育成・確保 | <p><多様な農業人材の意欲的取組の推進></p> <p>地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組の推進</p> | | |
| | <p>・<u>スマート農業を促進するための法制度の創設などを通じて、サービス事業者の育成・確保を強化</u></p> <p>・<u>担い手を含む地域の農業人材が連携して就農希望者に実務指導等を行う取組、農業者のリ・スキリングの機会を充実する取組を推進</u></p> <p>・多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進</p> | | |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|--------------------------|--|--|---|
| <p>(2) 農地の確保と適正・有効利用</p> | <div data-bbox="508 375 1288 576" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による農用地区域(ゾーニング)の変更に係る国の関与の強化 ・地域計画内の農地に係る転用規制強化 </div> <div data-bbox="508 588 1303 803" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>★ 農業振興地域の整備に関する法律等において措置 < 6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める ></p> </div> <div data-bbox="508 1120 1288 1487" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の権利取得時の耕作者の属性の確認 ・営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応 ・地域計画内における遊休農地の解消の迅速化 等 </div> <div data-bbox="508 1520 1303 1694" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>★ 農地法等において措置 < 6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める ></p> </div> | <div data-bbox="1354 505 2806 845" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・集团的農地の農用地区域からの除外について、集团的農地に係る要件を厳格化するなど、国・県の面積目標の達成の観点から判断できる仕組みを構築 ・農地の総量確保のために、国と地方が協議を行う場を設置 ・地域計画内農地の転用規制強化の観点から、地域計画内農地の農用地区域への編入を促進 等 </div> <div data-bbox="1354 1334 2836 1783" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の権利を取得しようとする際に、農業関係法令の違反の有無を確認 ・営農型太陽光発電事業を始めとする農地転用の許可を受けた事業者が、適確に事業を実施していない場合の当該許可の取消しにつながる仕組みの整備、是正命令に従わない場合の公表等の仕組みを構築 ・地域計画内の遊休農地について農地バンクへの権利設定の手続きを迅速化する仕組みを構築 ・食品事業者・地銀ファンド等との連携による農地所有適格法人の経営基盤を強化 等 </div> |   |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|-------------------------|--|-------|--------|
| <p>(4) 農業生産基盤の整備・保全</p> | <p><スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート技術等の活用に資する大区画化、デジタル基盤の整備等による農地の集積・集約化 ・需要に応じた生産を促進する水田の汎用化・畑地化 <p>（生産性向上の観点から、スマート技術等の導入に向け、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備、水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信基盤の整備等を推進</p> <p>・需要に応じた生産に向け、水田の汎用化・畑地化、畑地の整備を推進</p> | | |
| | <p><農業生産の基盤の保全管理></p> <p>(基幹施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ化、集約・再編、ICT等の新技術活用等の推進 ・施設の管理水準の向上を図るとともに、行政の判断で迅速に対策を行うことができる仕組みの構築 <p>（施設の集約・再編、ICT等新技術導入、省エネ化等を推進</p> <p>・管理水準向上のため、土地改良区に対する技術的支援を推進</p> <p>・計画的に更新整備事業を実施するため、国等による発意での事業実施も可能とする方向で、土地改良法における手続きの在り方を検討</p> <p>・土地改良区の運営基盤の強化に向けた関係機関による議論・取組の進め方を土地改良法に規定する方向で検討</p> | | |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ | |
|-------------------------|--|------------------------------------|--------|-------------------------|
| (4) 農業生産基盤の整備・保全 | <p>(末端施設) <ul style="list-style-type: none"> ・開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等の推進 ・共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みの構築 </p> <p>〔 ・管理作業の省力化に資する整備を推進 ・多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進【再掲】 〕</p> <p>〔 地域における農業水利施設等の保全管理の在り方について、土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者による議論やその後の取組の進め方を、土地改良法に規定する方向で検討 〕</p> | | | |
| | <p><防災・減災、国土強靱化></p> <p>〔 ・防災・減災、国土強靱化の着実な推進 ・再度災害の防止等に向けた改良復旧の取組の推進 〕</p> <p>〔 防災重点農業用ため池について、洪水吐きの改修等豪雨対策の先行整備を推進し、防災工事を加速化 〕</p> <p>〔 ・将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、排水に係る基準等の見直しを検討 ・受益者からの申請等がなく実施できる土地改良法の「急施事業」において、施設の新設や被災後の改良復旧の円滑な実施を可能とするとともに、防災事業の目的(対策)を拡充する方向で検討 〕</p> | | | |
| | <p>★ 土地改良法改正について、7年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める</p> | 〔 次期土地改良長期計画(8～12年度)の検討・策定 〕 | | 〔 土地改良事業の計画的な実施 〕 |
| | | | | |

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|-------------------------------|---|---|--------|
| (5)生産性の向上に資するスマート農業の実用化等 ★ | <p>産学官連携してスマート技術等の開発と産地の変革(栽培体系の見直し、サービス事業者の活用等)を促進する仕組みの構築 <6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める></p> | <p>・農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化による研究開発等の促進 ・スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式への転換の促進</p> | |

4. 農村の振興（農村の活性化）（抜粋）


| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ | |
|---------------|--|---|--------|--|
| 農村の振興(農村の活性化) | <p>農村の「しごとづくり」を強化するため、農山漁村発イノベーションを推進するとともに、官民共創の仕組みも活用しながら伴走支援</p> <p>地域に「活力」を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁との連携の下、これまで農業・農村に関するしごとに携わっていなかった事業者と農業・農村活性化に関わる関係者とのマッチング機会の創出などを目指した官民共創の仕組みにより、課題解決に協力可能な企業を農村に呼び込み ・農山漁村発イノベーションについて、事業化に向けた取組の強化を通じ、新事業や付加価値を創出し、農村の雇用や所得を確保する取組を推進 ・農泊について、更なる宿泊者数・インバウンド誘客・関係人口の増加に向けて、高付加価値化のモデルを創出し、全国へ横展開 | | |
| | 農村の「くらしづくり」を担う農村RMOの形成 | 農村RMOについて、特に中山間地域等の小規模集落向けに、組織の立上げや活動充実の後押しと、市町村・都道府県・関係府省と連携したサポート体制の構築を推進 | | |
| | 農村の持続的な「土地利用」の推進 | 農地保全のための地域ぐるみの話し合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等を推進 | | |
| | 鳥獣の効率的な捕獲や侵入防止対策とジビエ利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策について、広域的で効率的・効果的な取組を支援 ・ジビエ利用について、ハンターの育成や需要喚起といった捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を実施 | | |
| | 農福連携の取組の推進 | 農業関係者が主体となった地域協議会の拡大の後押しと、障害者だけでなく社会的に支援が必要な者(生活困窮者等)の社会参画を促進 | | |

6. 多面的機能の発揮

* 5. みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化（省略）

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|--------------|--|--|--------|
| 多面的機能の 発揮 | <p><中山間地域等直接支払></p> <p>農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みの構築</p> | <p>※次期対策開始(令和7年度～)</p> <p>多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により、効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進</p> | |
| | <p><多面的機能支払交付金></p> <p>活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みの構築</p> <p>事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について検討</p> | <p>※次期対策開始(令和7年度～)</p> <p>多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進【再掲】</p> | |
| | <p><多面的機能支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金></p> <p>先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みの構築</p> <p>【再掲】</p> | <p>※次期対策開始(令和7年度～)</p> <p>①環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、<u>有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入(7年度)</u></p> <p>②その上で、<u>みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行(9年度目標)</u></p> | |

7. 関係団体等の役割

| | 令和5～6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|--------------|--|----------------|---|
| 関係団体等の 役割 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 関係団体等の役割を位置付け <6年の通常国会に提出予定の基本法 に対応> </div> | [関係団体の連携の促進] |  |

V. 農林水産関係予算

1. 農林水産関係予算の推移

(単位: 億円、%)

| 区分 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度(概算決定) | | |
|-------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|-------------------|-----|
| 農林水産関係予算 | (5.7) 22,976 | (1.3) 23,267 | (▲ 0.8) 23,090 | (0.0) 23,091 | (▲ 0.1) 23,071 | (▲ 0.2) 23,021 | (0.4) 23,108 | (0.0) 23,109 | (▲ 1.1) 22,853 | (▲ 0.3) 22,777 | (▲ 0.4) 22,683 | | (0.0) 22,686 | 3 |
| 公共事業 | (32.9) 6,506 | (1.1) 6,578 | (0.2) 6,592 | (2.6) 6,761 | (1.1) 6,833 | (0.4) 6,860 | (1.5) 6,966 | (0.3) 6,989 | (▲ 0.2) 6,978 | (0.0) 6,980 | (0.0) 6,983 | <30.8> | (0.0) 6,986 | 3 |
| 非公共事業 | (▲ 2.1) 16,469 | (1.3) 16,689 | (▲ 1.1) 16,499 | (▲ 1.0) 16,330 | (▲ 0.6) 16,238 | (▲ 0.5) 16,161 | (▲ 0.1) 16,142 | (▲ 0.1) 16,120 | (▲ 1.5) 15,875 | (▲ 0.5) 15,797 | (▲ 0.6) 15,700 | <69.2> | (▲ 0.0) 15,700 | ▲ 0 |
| 農業関係予算 | 17,128 | 17,396 | 17,302 | 17,308 | 17,325 | 17,336 | 17,297 | 17,285 | 17,151 | 17,135 | 16,980 | 17,050 | (0.4) 70 | |
| 林業関係予算 | 2,899 | 2,916 | 2,904 | 2,933 | 2,956 | 2,997 | 2,992 | 3,006 | 3,025 | 2,977 | 3,057 | 3,003 | (▲ 1.8) ▲ 54 | |
| 水産業関係予算 | 1,820 | 1,834 | 1,818 | 1,784 | 1,774 | 1,772 | 1,892 | 1,875 | 1,870 | 1,881 | 1,872 | 1,863 | (▲ 0.5) ▲ 9 | |
| 農山漁村地域整備交付金 | 1,128 | 1,122 | 1,067 | 1,067 | 1,017 | 917 | 927 | 943 | 807 | 784 | 774 | 770 | (▲ 0.5) ▲ 4 | |

- (注) 1. 予算額は当初予算額。上段()書きは対前年度増▲減率、6年度の< >書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。
2. 元年度及び2年度予算は、上記の他に「臨時・特別の措置」を活用した防災・減災、国土強靱化のための緊急対策(元年度:1,207億円、2年度:1,008億円)を措置している。
3. 3年度以降の予算は、政府情報システム予算を除いたものである。
4. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。

令和6年度当初予算

令和5年度補正予算

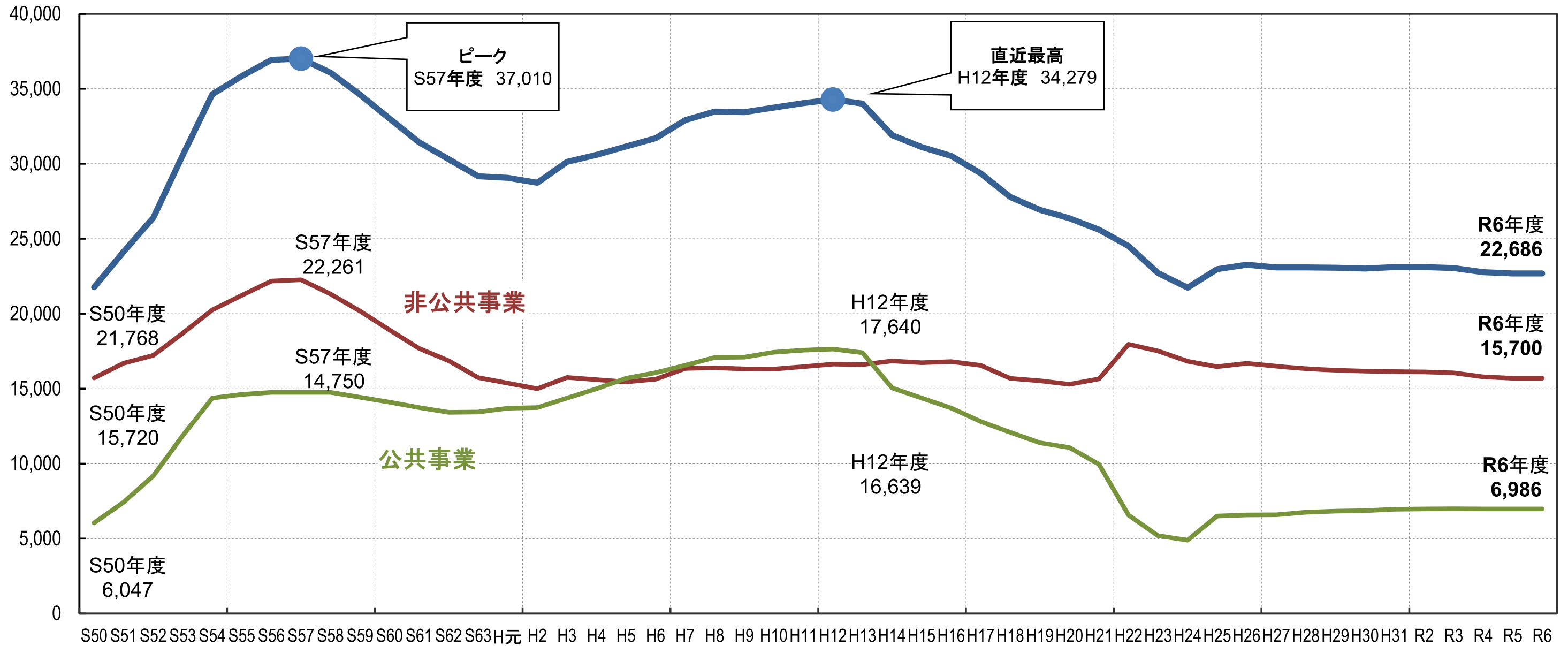
農林水産関係予算総額

2兆2,686億円

農林水産関係予算総額

8,182億円

(単位:億円)



2. 食料安全保障の強化に向けた対策

- 安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、水田の畑地化支援による麦・大豆などの畑作物の生産や肥料・飼料などの国内生産など、輸入依存からの脱却に向けた構造転換を推進。
- また、生産者の急減に備えた経営構造の確立やサービス事業体の育成など、生産基盤の維持・強化を図るとともに、持続可能な食料システムを構築する観点から、農産物等の適正な価格形成の推進等を推進。

(1) 過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換

- 水田の畑地化による麦、大豆、加工・業務用野菜等の本作化
(畑地化による小麦・大豆の本作化、加工・業務用野菜の生産に必要な栽培技術や機械の導入等を支援)
- 国内資源の活用による肥料生産・化学肥料等の使用低減 (下水汚泥や堆肥の肥料利用拡大等)
- 国産飼料の生産・利用拡大、安定供給確保 (とうもろこしの国内生産・利用推進、飼料生産組織の人材確保等の支援)
- 米粉の利用拡大 (米粉用米の生産に取り組む農家や、米粉専用品種の種子生産等を支援) 等

(2) 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換

- 将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立 (地域の農業を担う経営体の機械等への追加投資の負担軽減)
- 経営・技術等でサポートする事業体の育成・確保 (農業支援サービス事業体の育成・確保、機械導入の支援等)
- 省力化に対応した基盤整備・保全 (ほ場の大区画化、水利施設の省力化等) 等

(3) 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換

- 地域の食品アクセスの確保に向けた環境整備 (食品ロス削減、フードバンク等への未利用食品の提供支援等)
- 適正な価格形成と国民理解醸成 (生産コストを反映した価格形成を促すための調査・検証等)
- 安定的な輸入の確保 (野菜種子の海外採取適地の確保等の支援) 等

水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算決定額 301,500 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. 畑地化促進助成

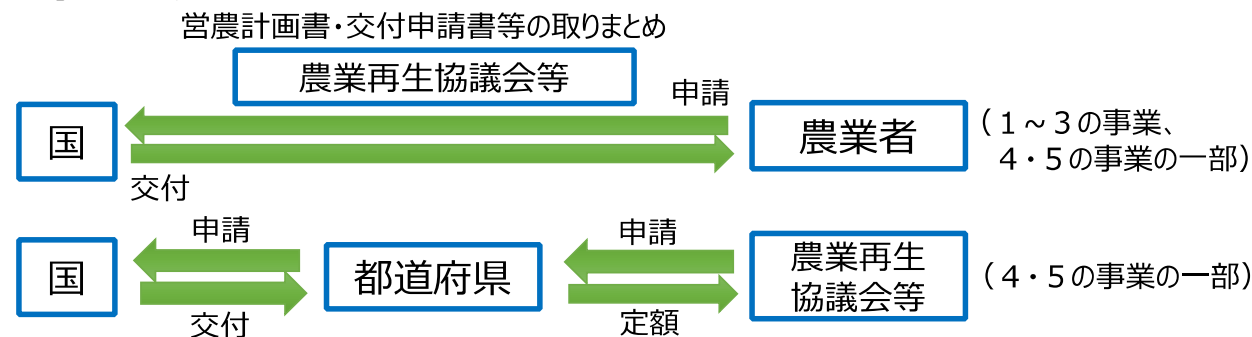
水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援**します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。*7

*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

| 対象作物 | 交付単価 |
|-----------|--------------------------|
| 麦、大豆、飼料作物 | 3.5万円/10a*1 |
| WCS用稲 | 8万円/10a |
| 加工用米 | 2万円/10a |
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2 |

*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

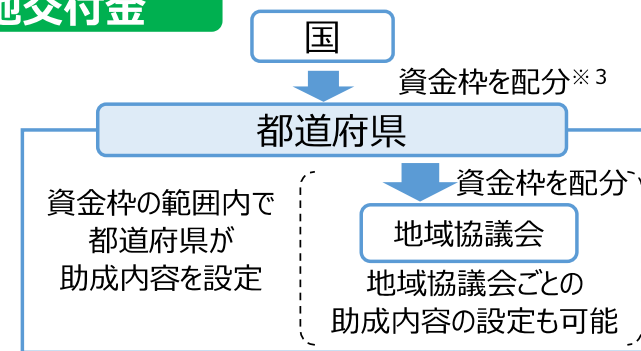
*2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5~9.5万円/10a）

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

| 取組内容 | 配分単価 |
|--|---------|
| そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ） | 2万円/10a |
| 新市場開拓用米の複数年契約*4（3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分） | 1万円/10a |

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

*4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成（令和5年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援*5：14.0万円/10a
- ② 定着促進支援*5（①とセット）：2万円（3万円*6）/10a×5年間
または10万円（15万円*6）/10a（一括）*6：加工・業務用野菜等の場合
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

*5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

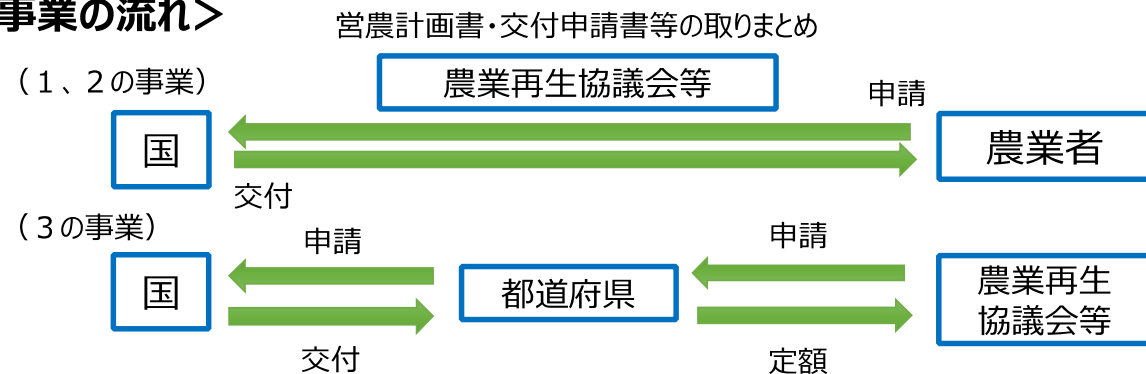
イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

| | 1 畑地化支援 (令和6年産単価) | 2 定着促進支援 (令和6年産単価) |
|---|--|---|
| ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等) | 14.0万円※/10a <small>〔※ 令和5年産に採択された者は〕 17.5万円/10a</small> | ・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) <small>〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕</small> |
| イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等) | 14.0万円/10a | ・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括) |

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



農業農村整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 332,623 (332,303) 百万円】
【令和5年度補正予算額 177,700百万円】

<対策のポイント>

競争力強化のための水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策や流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 (農業競争力強化対策)

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化等の基盤整備を推進します（高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付）。また、水利利用の高度化や水管理の省力化を図るため、パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築等を推進します。

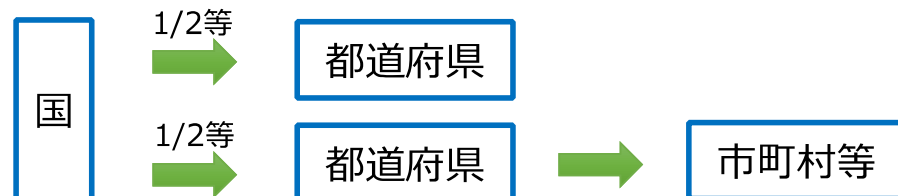
2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

農業水利施設の更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策等を推進します。

3. 農村整備（田園回帰・農村定住促進）

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、農道や集落排水施設、地域資源利活用施設の整備等を推進します。

<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

1. 農業競争力強化対策



2. 国土強靱化対策



3. 田園回帰・農村定住促進



農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 <公共>

【令和5年度補正予算額 46,000百万円】

<対策のポイント>

食料の安定供給の確保に向けた構造転換や農業生産基盤の適切な保全管理を促進するため、水田の汎用化・畑地化による麦・大豆、野菜等の国内生産の増大や農業水利施設等の省力化、施設の集約・再編等を推進します。

<事業目標>

主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進
担い手の生産コストの削減、農業水利施設の戦略的な保全管理の推進

<事業の内容>

1. 過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策

麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備による畑地の高機能化等を支援します。

2. 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策

スマート技術等の導入に資する農地の大区画化、情報通信などの基盤整備、農業水利施設等の省力化や省エネ化、施設の集約・再編等による適切な保全管理等を支援します。

<事業イメージ>

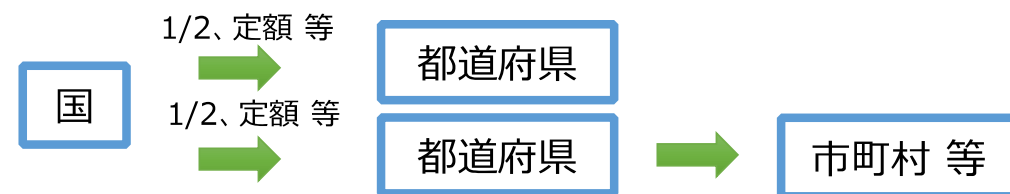
過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策



生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策



<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

2. 農業農村整備事業関係予算の推移

